

## よくある質問とその答え（FAQ）

### ■略語例

SJ	損害保険ジャパン株式会社
全弁協	全国弁護士協同組合連合会
単協	全弁協の会員である、各地の弁護士協同組合
所属員	全弁協の所属員（単協および単協の組合員）
組合員	単協の組合員
ボンド	支払保証委託契約
本ボンド	今回、SJが組合員向けに販売するボンド商品
第三者立保証	保全事件の債権者以外の第三者が、裁判所の許可を得て債権者に代わって保証義務者となること。法テラスなどがある場合もありますが、第三者立保証の大半は代理人弁護士が保証義務者となる事例です。 本FAQでは、組合員が依頼者に代わって本ボンドを利用して第三者立保証する場合を想定しています。
民保法	民事保全法

### ■質問

(概要)

- これまでに銀行などが行っていたボンドと、本ボンドとはどこが違うのですか。  
利用者にとってのメリットは何ですか。
- 本ボンドの対象となるのが、仮差押えと仮処分のうち係争物に関する仮処分とされているのは何故ですか。仮の地位を定める仮処分、断行の仮処分が除外されているのは何故ですか。
- 本ボンドでは、全弁協がSJに協力すると説明されていますが、どのようなことをするのですか。
- 全弁協では、SJからの受託業務を行うことができるのですか。
- 本案訴訟で敗訴し、損害賠償責任が認められた場合、SJが賠償権利者に対して賠償するのですか。その場合保証委託者はSJから全額の求償を受けるのですか。
- 私は組合員であり、全弁協が扱っている弁護士賠償責任保険にも加入しているのですが、私が第三者立保証人として本ボンドを利用した場合、依頼者が本案訴訟で敗訴し、私が第三者として賠償責任を負うことになったときに、弁護士賠償責任保険を使って保険金を支払ってもらうことができますか。

(利用者)

- 本ボンド利用者に、銀行などの金融機関やサービスが除かれているのはなぜですか。
- 私は弁護士ですが、現在弁護士協同組合に加入していません。それでも本ボンドを利用することはできますか。もし、組合に加入すれば直ぐに利用できますか。
- 保証委託者は、個人でも法人でもよいのですか。最近設立した会社でも保証委託者になれますか。

ますか。

10. 個人であり、現在収入が少ないのでですが、保証委託者になれますか。
11. 私は組合員ですが、収入証明書の提出が必要ですか。

(利用事件)

12. 保証額に上限はありますか
13. 本ボンドでは、商事事件や、特許事件、家事審判事件（除く婚姻等に関する審判事件を本案とする仮差押え）などの保全事件のボンドが除外されているのは何故ですか。
14. 複数保証委託者からの、いわゆる共同担保の申込みはできますか。
15. 配偶者（夫）との離婚を考えていますが、私（妻）が自宅を出たため、夫が勝手に自宅を売却しようとしています。この場合、自宅の仮差押えをするために本ボンドを利用できますか。また財産分与請求ができると思うので処分禁止を求める仮処分申立について本ボンドを利用できますか。
16. 離婚事件における保全処分の利用は、どのような本案について認められますか。また、本ボンドの利用はできますか。

(利用方法)

17. 本ボンドの利用申込みは、全てネット上でできますか。書類等を SJ に送付しなければならないのでしょうか。

(審査・疎明資料)

18. 審査とはどのようなことをするのですか。
19. 本ボンド申し込みの際に提出する疎明資料とは保全事件で裁判所に提出予定のものと同じでよいのですか。何か違いや注意すべき点はありますか。
20. 保全事件では「保全の必要性」についても疎明の必要があるのに、なぜ本ボンド申し込みでは「保全の必要性」に関する疎明資料の提出が不要なのですか。
21. 離婚事件の審査のために、どのような疎明資料を提出したらよいのですか。
22. 売買契約に基づいて不動産の処分禁止の仮処分の申立をする予定ですが、審査のためにどのような疎明資料が必要となりますか。
23. 詐欺被害に遭い、加害会社の資産の仮差押えの申立をする予定ですが、審査のためにどのような疎明資料が必要になりますか。
24. 裁判所が保全命令を発令するときに書面審査や裁判官面接などを受けますが、なぜ本ボンドの時にも同じような審査があるのですか。
25. 審査が通らないのは、どのような場合ですか。審査が通らなかつたとき、どのような連絡があるのですか。
26. 審査にかかる時間（日数）はどれほどですか。
27. 事件終了までの見込みとは何ですか。見込みが正確にわからないときには、どうすればよいのですか。
28. どのような弁護士が審査するのですか。
29. 審査結果（不承認の場合）に不服を申し立てる方法はありますか。

(保証料)

30. 保証料はいくらですか。保証料はどのように計算されますか。
31. 保証料は最初に5年分を払う、ということですが、事件が5年より早く終結した場合でも、保証料は返ってこない（清算されない）のですか。
32. 本ボンドの申込みをしたのですが、審査に通りませんでした。その場合、保証料は発生し

ますか

33. 本ボンドの申込みをして審査が通り、支払保証委託証明書を発行してもらったのですが、保全命令発令の時には別の担保（供託）を用いたので、本ボンドは使用しませんでした。その場合でも保証料は支払う必要はありませんか。

(手続)

34. 仮差押え事件、係争物に関する仮処分事件、それぞれどのような審査手続きが行われるのですか。
35. 審査がパスした場合、いつまでに保証料を振り込む必要がありますか。
36. ボンドの証明書の印刷は自由にできないですか。もし、印刷期間を経過してしまったらどうしたらよいのですか。
37. ボンドの証明書を裁判所に提出するときに、注意すべき点はありますか。
38. 事件が終結したら、どのようなことをしなければなりませんか。終了手続きを怠るとどうなりますか。

## ■回答

1. かつての高金利時代には、銀行などの金融機関に民事保全命令発令に必要となる保証金相当額を定期預金とし、それを担保として銀行等との間でボンドを締結して支払保証してもらっていました。銀行等に支払う保証料よりも定期預金金利の方が高かったので、その差額を手元に残せるというメリットがありました。

ところが、低金利時代となって定期預金金利が下がったことにより、銀行等に支払う保証料の方が高くなってしまったので、一部の利用者を除いてボンドが使われなくなり、大半は法務局に供託する方法が取られるようになりました。ところで、金融機関との間でボンドを締結することも、法務局に保証金を供託することも、いずれも裁判所から保全命令に必要とされる保証金全額を依頼者側で準備する必要がありますが、保証金が高額になるとその準備ができないという事態が発生します。

民事保全事件の重要性は弁護士であれば理解されていると思いますが、依頼者が将来本案にて勝訴したとしても、相手方の資産がなくなってしまっていたり、相手方が訴訟中に代わったり目的物の現状が変更されてしまうことにより、折角の勝訴判決の意味が大きく損なわれてしまうことがありますので、それらを防ぐ意味でも民事保全手続きが必要になります。

最高裁の司法統計年報によると保全事件は地裁・簡裁併せて平成18年には25,604件ありましたが、平成28年には15,547件と10,057件(▲39%)も減っています。しかしながら保全事件の重要性は以前と全く変わっていません。保証金の負担により民事保全手続きを諦めざるをえなかった依頼者に対して、本ボンドを利用すれば、保証金全額を用意しなくとも、一部の保証料負担により全額の支払保証を受けることができるようになるため、民事保全手続きがより利用しやすくなり、依頼者の権利保全に資することになると共に弁護士の業域を拡大できることに意義があります。

ちなみに、韓国では以前より供託保証保険証券による担保提供が利用され、保証保険会社は準公的存続であることもあります、低廉な保証料で利用可能であるとのレポートもあります（公益財団法人日弁連法務研究財団JLF NEWS 57号秋山清人弁護士執筆）。

今回のSJからの民事保全事件のための本ボンドの発売及びこれに全弁協が販売面や審査面で協力することによって、依頼者の権利保全のために広く活用していただきたいと願っています。

2. ご質問のように、保全処分にも種類がありますが、保全処分には大きく分けて

- ①民事訴訟の本案の権利の実現を保全するための仮差押え
- ②民事訴訟の本案の権利の実現を保全するための係争物に関する仮処分
- ③民事訴訟の本案の権利関係につき仮の地位を定めるための仮処分

の3種類があります（民保法第1条）。

今回、商品化が行われたのは①と②であり③ではありません。

①と②は、執行の対象物の現状の維持を通して将来の実体的な給付請求権実現の保全を図るものと意義づけられ、それが重要な手続きであることは改めて説明するまでもありません。

一方③は、争いのある権利関係の暫定的規整を通して将来の権利の確定とその実現を図るものと意義づけられ、①②と同様に重要な手続きであることは同じではありますが、将来の執行保全のための現状維持ではなく、現在の争いのある権利関係について債権者に著しい損害または急迫の危険を避けるために、その本案判決による解決に至るまでの暫定的な措置を取るものである（民保法第23条第2項）とされています。

そのため、一般的には①②よりも③の方が相手方（保全事件債務者）に対する影響度が格段に大きく、原則として裁判所では保全事件債務者の審尋手続きを行い、また疎明の程

度もより強く求められます。

そこで、今回の商品化に当たっては③についても検討されましたが、事前の書面審査という手続的、時間的な制約があるため、権利の内容や著しい回復しがたい損害、また急迫性などの疎明について迅速な審査を行うことは困難であるとの理由から、③については対象外としました。

従って、いわゆる「断行の仮処分」と呼ばれるものは、本ボンドの対象外となります。

今後の運用状況や上記問題点の解決手段が見つかれば、③についても商品化が検討される可能性はあります。

### 3. 本ボンドの商品化にあたり、全弁協が行うのは、

- ①その商品販売について、自らまたは会員（単協）を通じての所属員への周知の協力と、
- ②SJ からの受託業務、すなわち審査手続きの一部を行うこと、  
とがあります。

全弁協は、中小企業等協同組合法に基づいて設立されていますが、同法第9条の9第1項第4号では、生産、加工、販売など所属員の事業に関する共同事業を行うことができると規定されています。この「共同事業」とは、物的施設だけではなく、物的施設を手段としない一般の経済行為を含むとされ、所属員の事業と関係する事業として広範に認められています。

今回、SJ が発売する本ボンドは、組合員に向けて販売することにより、その受任事件の拡大を図ることができると判断して、その販売に協力する共に、一定の業務を受託することにより同社の本ボンド事業にも協力します。

全弁協が実際に行なうことは、全弁協のホームページや発送物などを通じて組合員に本ボンドを知つてもらい、その弁護士業務の中で利用していただくことに努めてまいります。

また、SJ からの受託業務は、組合員から申請のあった事案について、主に被保全権利の存在が疎明されているかどうか、また事案が解決するまでの見込み期間が相当かどうか、といった内容を弁護士の知見と経験を用いて審査することになります。

### 4. 全弁協では、SJ からの受託事業を行うために、中小企業等協同組合法第53条に基づく特別決議を経て定款変更手続きを行い、その変更についても経済産業大臣から平成30年8月10日付にて認可されています。

### 5. SJ は、本ボンドの契約に基づいて、立保証義務者（賠償義務者）に代わって保全事件債務者（賠償権利者）に損害賠償を行いますが、その場合、保証委託者に対して求償が行われます。銀行などのボンドの場合には保証委託者が銀行などに提供している定期預金などが担保となっていますので、それと相殺（清算）されるため事後的な求償は行われないように見えますが、実際には全額が求償されています。本ボンドでは、そのような担保提供がなされていないので、SJ から事後的に保証委託者に対して求償が行われることになります。

### 6. まず、ご理解していただきたいのは、弁護士賠償責任保険と本ボンドとは SJ が扱っていますが、別な保険商品です。前者では全弁協が保険契約者となり、SJ が保険会社、組合員が被保険者となります。後者では、保険契約者は（組合員が保証委託者となるとき）組合員であり、SJ が保険会社となります。前者では、弁護士業務（保険契約で指定）において組合員につき一定の保険事故が発生した場合に、その組合員の損害を填補するために契約で定められた保険金が支払われます。そのとき免責事由も存在します。従って、上

記ご質問の、組合員が第三者として保全事件債務者に対して賠償責任を負う場合に、弁護士賠償責任保険の支払要件を満たせば、保険金の支払いを受けることができる、ということになります。逆に、組合員が賠償責任を負う場合であっても、弁護士賠償責任保険の支払要件を満たさないとき（免責事由に該当することも含む）には、保険金は支払われません。

7. 本ボンドの利用対象者（保証委託者）から銀行などの金融機関やサービスなどが除外されているのは、それらの事業を行う場合、保全処分の利用が業務の一環となっているため、本ボンドを利用する必要がないと判断されるからです。
8. 今回 SJ から発売される本ボンドを利用できるのは、申請代理人が全弁協の所属員（各単協の組合員）であるか、または組合員がその依頼者のために第三者立保証をする場合に限られます。従って、組合員ではない弁護士は、本ボンドを利用することができません。  
3 の通り、全弁協は、中小企業等協同組合法で定められた「共同事業」として行うため、所属員でない弁護士のための業務をすることができません。また、SJ も全弁協に委託した審査等の手続きを受けなければ、本ボンドを引き受けることもありません。  
組合員になれば、直ぐに本ボンドを利用することができるので、まだ未加入であれば、これを期に組合員になることをお勧めします。
9. 保証委託者は、個人でも法人でも構いません。組合員であれば弁護士法人でもなれます。最近設立された会社でも保証委託者になることは可能です。与信審査がありますので、そのときには法人の決算書などを提出していただくことになります。決算期を過ぎていない法人は与信資料が確認できないためお引受ができる可能性が高いことを予めご承知ください。個人の場合にも同様に与信審査があります。
10. 9 と同様に、個人の場合にも保証金額が 1000 万円を越える場合には、必ず与信審査があります。また、保証金額が 1000 万円以下の場合にも、与信面で障礙があれば審査が通らない場合もあります。  
なお、個人で収入が少ない方が保全処分を希望する場合には、日本司法支援センター（法テラス）の援助が受けられる場合がありますので、詳細は法テラスにご相談ください。
11. 9, 10 と同様に、組合員が保証委託者になるときでも、保証金額が 1000 万円を越える場合には、必ず与信審査があります。そのため収入の証明書（受理印のある確定申告書の写し、など）を提出してもらいます。
12. 保証額の上限は、金 1 億円としています。ご存じの通り、保証金額は目的物の 1 ~ 3 割程度と定められることが多いため、保証金額が 1 億円であれば、3 億円程度の価値のある物件まで保全処分を行うことができますので、大半の保全事件はカバーできると考えています。  
なお、保証金額が一定額（1000 万円を予定）を超える場合には、SJ による与信審査が行われます。
13. 2 の内容と重複しますが、本ボンドの商品化に当たっては、保全事件の迅速性に配慮し、利用者の負担を軽くすること、一方保険を引き受ける SJ にとってもリスク判断が可

能なことを特徴としています。従って、民保法に定められた①仮差押えと②係争物に関する仮処分との2類型の保全処分について商品化することになりました。一方、迅速に判断することが難しい③仮の地位を定める仮処分が除外されましたが、質問の民保法以外の保全処分についても迅速な判断が困難なため、今回の商品化では見送られることになりました。

14. いわゆる共同担保の是非については議論があり、保全事件債務者が複数の場合の共同担保は原則として避けるべきであるとされています（瀬木・民事保全法86など）。

一方、保全事件債権者が複数の場合にも、多くの文献は個別担保を原則とすべきであるという見解が多いようです。しかし「本案が必要的共同訴訟となる場合や、相続によって複数債務者が生じた場合などのように、保全執行が実質的に見て一個又は共通しており、損害賠償請求の可否も共通すると考えられる場合に限って認められる」という見解もあります（ほうそう講座民事保全法など。前掲瀬木は必要な共同訴訟の場合にも「事案による」としている）。

従って、共同担保の必要性があるかどうか不明ですが、本ボンドでは保証委託者は一名としています。従って、もし複数保全事件債権者からの依頼で担保提供する場合には、個別に本ボンドを利用するか、あるいは依頼を受けた組合員が第三者立保証として本ボンドを利用することが可能です。

15. 財産分与請求権に基づく処分禁止の仮処分申立ですが、離婚成立前と離婚成立後の場合を考えられます。

離婚成立以前では、財産分与請求は家事審判事項とされている（家事事件手続法第39条、別表第2の4）のため、調停申立後か同時に審判前の保全処分申立（同法第105条～）ができますが、これは民保法に基づく保全処分ではないため本ボンドが利用できません。一方人事訴訟でも、離婚請求の附帯処分として財産分与が認められているため（人事訴訟法第32条1項）、これを本案として民保法に基づく保全処分（仮処分・仮差押え）申立てが可能です。従って、本ボンドが利用可能です。離婚成立後には、人事訴訟を提起できませんので、家事事件手続法による審判前の保全処分の申立のみ可能です。従って、民保法の適用がありませんので、本ボンドを利用することはできません。なお、離婚後の財産分与請求は、2年に限定されています（民法第768条第2項但書き）ので注意が必要です。

次に、慰謝料請求権を保全するために仮差押えを申立てる場合、本案事件を①離婚請求の付随処分として慰謝料請求する（人事訴訟法第30条第1項）、②離婚を伴わない（前提としない）慰謝料請求とするか、によって手続きが異なりますが、いずれも本ボンドを利用することは可能です。

①の場合には、人事訴訟法第30条第1項により、民法第12条第1項の規定によらずに家庭裁判所に対して保全事件申立をすることになります。

②の場合には、本案は民事訴訟事件となりますので、保全事件は地方裁判所又は簡易裁判所が管轄裁判所となり、それらの裁判所に保全処分の申立てができますが、人事訴訟法第30条2項により、地裁や簡裁に申立て前であれば家庭裁判所に対しても申立てすることができます。

16. 異婚事件における保全処分の利用は、次のようになります。

## 離婚事件における保全処分

本案請求	婚姻中（離婚前）	離婚成立後
慰謝料請求	○（仮差押え）	○（仮差押え）
財産分与請求	◎（係争物の処分禁止仮処分） ◎（仮差押え）*	▲（係争物の処分禁止仮処分）※ ▲（仮差押え）*※
婚姻費用請求	▲（仮差押え）	×（離婚後は請求できない）
未成年子の親に対する 養育費（扶養）請求	◎（仮差押え）	▲（仮差押え）

\*（例）夫婦共有資産である預貯金などについての仮差押え

※離婚成立後2年以内（民法768条Ⅱ但書）

◎ 民事保全法上の保全処分と審判前の保全処分と両方可能

○ 民事保全法上の保全処分のみ可能

▲ 審判前の保全処分のみ可能

× いずれの保全処分申立もできない

17. 本ボンドの申込みでは、①ネット上で行うこと、②書類等のアップロード、そして③保証料の振込み、と3種類の手続きがあります。

①のネット上で行なうことは、実際にパソコンなどの画面で確認をしていただきたいのですが、組合員のIDとパスワードの登録を行い、そのうえで保全事件の保証委託者の情報、事件の情報（概要）を打ち込んでもらい、事件の資料（申立書案、疎明資料）をPDFファイルにてアップロードしてもらいます。事件の情報の中には、保証希望額（予定）、保全事件の当事者名・住所など、事件終了までの見込期間とその根拠、事件の概要、事案によっては収入証明書の写し、などを打ち込んでもらいます。

②のアップロードする書類は、保証委託契約書（ネット上でダウンロード可能）、保証委託者の印鑑証明書（組合員の場合には、所属弁護士会で発行する印鑑証明書で可）となります。

③審査が通り、裁判所の手続き（裁判官面接など受け、ボンド許可申請をする）を終えてから、ネット上で「決定情報登録」をしてもらいます。決定情報とは、保全裁判所、事件番号、決定保証額、ボンド証明書提出予定日（保証開始希望日）です。

④その後、ボンド証明書提出予定日の前日までに保証金額に応じた保証料の振込みをしていただきます。

18. 審査には、大きく分けて、SJが全弁協に委託して行う審査（ステップ①と表記しています）とSJが行う審査（ステップ②と表記しています）とがあります。

ステップ①では、申請の際に提出された保全事件の申立書（案）と疎明資料から被保全権利の疎明ができているかどうかを審査します。

また、事件終了まで見込み期間、もしそれが長期化する可能性があれば、その理由についても審査します。なお、いわゆる保全の必要性については審査を行わない予定です。

ステップ②では、SJが与信や反社などの審査を行い、ステップ①の審査結果を踏まえて最終的に本ボンドを引き受けるかどうかの判断を行います。

19. 本ボンド申込みにおいて提出していただく疎明資料は、裁判所に提出する資料と同等の「被保全権利の存在を疎明するための資料」、しかもできるだけ客觀性のあるものであって、PDFファイルにできるものです。できるだけ客觀性のあるという意味は、依頼者（保全事件債権者）の作成した「陳述書」だけでは疎明資料として不十分と判断される可能性がある、という意味です。PDFファイルにするのは、提出はネット上でPDFファイルをアップロードしていただくためです。従って、音声データそのものをアップロードできませんので、反訳業者などに依頼をして文書（文字）化し、PDFファイルとしてください。写真もJPEG、GIF、PNGファイルではなく、いずれもPDFファイルに変換してアップロードしてください。なおアップロードできるファイル数と容量には上限がありますのでご注意ください。PDFファイルにはパスワードをかけないようお願いします。保全事件で裁判所に提出される際の疎明方法と同じものでも構いませんが、上記の趣旨を理解されて不足のないよう提出してください。
- 提出された資料に基づいて審査が行われますが、疎明資料として十分でないと審査が通らないことがありますのでご注意ください。
20. 民保法第13条では、被保全権利のみならず保全の必要性についても「疎明」の対象とされ保全命令の要件とされています。従って、裁判所が保全の必要性の疎明資料の提出を求めるのは当然のことです。事案によっては、保全の必要性を疎明するため、保全事件債務者の自宅や本社所在地の不動産登記事項証明書や、その価額評価といった資料の提出を求められる場合があります。
- 一方、本ボンドでは、そのような保全の必要性についての疎明資料の提出まで求めると申込時の負担が重くなるだけではなく、その資料収集に時間がかかりますので、審査の際に提出していただく書類から除外しています。
21. 離婚原因が認められる場合、財産分与や慰謝料請求など財産給付が問題になる場合が少なくありません。その場合、事案によって責任財産を保全するための保全処分申立が検討されます。
- 原則は、裁判所に提出する疎明方法と同じもの、ただし保全の必要性を疎明する資料の提出は必要ありません。
- まず、婚姻関係にあることの疎明資料として戸籍事項証明書の提出が必要です。
- 次に、夫婦関係が破綻しているかどうかは、なかなか外部から判断が難しいですが、夫婦関係の破綻を示す疎明資料の提出が必要です。別居している場合には、二人のそれぞれの住民票など、また住民登録を変更していない場合には、別居後の建物賃貸借契約書や郵便物などによって別居の事実を疎明してください。
- 同居している場合には、夫婦関係破綻の事実を疎明する資料の提出はハードルが高いので、依頼された組合員とよく相談して疎明資料を集めてください。暴力などが行われている場合には、診断書や写真などが疎明資料となります。配偶者から暴言を受けていれば、その録音を反訳したものも疎明資料となるでしょう。保全事件債権者の陳述書も疎明資料となりますが、それだけの提出だけでは不十分であると判断される場合がありますのでご注意ください。
22. 保全事件における「被保全権利」の疎明資料と大きく変わることはありませんが、①当該売買の目的となった不動産登記簿謄本、②売買契約書、③（手付金等があれば）手付金支払の領収書、④相手方の商業登記簿謄本など、⑤売買残代金支払いまたは提供の事実を明らかにする資料（預金小切手、供託書、振込証など）、⑥履行催告の内容証明郵便・配

達証明書（これに対する売主からの返信があれば、それも）、⑦顛末を記載した買主作成の報告書などが疎明資料として挙げられます。

23. 詐欺被害に遭ったというためには、①加害会社の商業登記事項証明書など、②加害会社の資産（不動産など）の資料、③実際に関与した加害会社の社員の名刺、④欺罔行為の手段として契約形式が用いられたとすれば、その契約書、パンフレット、説明資料、⑤被害代金支払いの事実を明らかにするもの（振込証、代金領収証など）、⑥虚偽事実の告知などの録音などがあれば、それを反訳したもの、⑦返金を求める内容証明郵便・配達証明書（これに対する加害会社からの返信や回答があれば、それも）、⑧顛末を記載した被害者作成の報告書などが疎明資料として挙げられます。
24. 20の通り、裁判所は民保法に基づいて保全命令発令の要件を満たしているかどうかという観点から審査を行います。一方、本ボンドでは、ボンドを引き受けるか否か、そのときのリスクはどの程度か、というボンド引受けの立場から審査を行いますので、自ずと要求される疎明資料や判断が異なる場合があります。ただし、多くの場合には重複していることになります。
25. ステップ①の審査は、全弁協が委託した2人の組合員（弁護士）に担当してもらいますが、その2人の弁護士がいずれも引受け可とした場合にステップ①をパスしたと扱うことになります。2人の弁護士いずれも引受け不可とした場合には、引受けをお断りすることになります。また、2人の弁護士の引受け判断が分かれた場合は、SJにおいて、本制度立ち上げ時からご意見頂いている先生方のお考えも踏まえて引受けを承認する場合があります。ステップ②では、SJが与信面や反社のチェックなどを行います。審査結果の可・不可は、その旨を組合員に連絡します。可となったのちに一定期間本申込がないと、SJからキャンセルの連絡があります。キャンセルになったのちに再申請された場合、ステップ①から再審査となりますので、予めご承知おきください。もちろん、審査結果が不可の場合、本ボンドは使うことはできませんが、裁判所の審理を受けて発令要件を満たせば、現金供託など本ボンド以外の担保提供があれば保全命令が発令されることになります。
26. ご提出いただく資料に過不足がない場合、最短5営業日です。ただし、審査申込がなされた時間、およびご提出いただいた疎明資料の内容によって審査に必要な時間が異なります。特に、疎明資料が不足している場合は、追加の資料を求めることになり、審査に時間がかかります。審査の時間を短縮するためにも疎明資料はできるだけ裁判所に提出する内容と同等のものをご提出ください。
27. 事件終了までの見通しとは、受任した組合員の判断によります。もちろん、事案によっては、保全処分申立時に、いつまでに解決できるという正確な見通しが立てられるものではありませんが、保全処分後に、訴訟に移行するのか、示談交渉を進めるのか、あるいは何らかの事情によって、それらの手続きが遅れるのか、など見通し（予想）を勘案して記載していただければ結構です。それが相違したからと言って受任弁護士や保証委託者に責任を問うことはありません。ただし、保証委託時の見通しが実際と異なった場合、または5年に至っても解決に至らない場合（そのときには、追加保証料が発生します）には、その事情の説明を求められることになります。
28. 全弁協では、SJからの受託業務（審査手続きの一部）を適任と判断される組合員に審査担当者として委嘱して行います。一案件について2名の審査担当者に依頼することを予定

しています。2名に委嘱するのは、慎重を期すためと判断の偏りを回避するためです。

29. ステップ①、ステップ②の各審査では、それぞれ厳正・的確に行われ、その結果はお伝えしますが、その審査理由についてはお伝え致しません。審査結果（ボンド引受けがなされてないとき）に不服申立をすることはできません。なお、疎明資料が不足し被保全権利の存在について十分に疎明できないために審査が通らなかつたと判断される場合には、疎明資料を追加して再度申込みをすることはできます。
30. 保証料は別資料の通り、本ボンド申込時に5年分を一括してお支払いいただきます。最低額は10万円（非課税）ですが、保証金額毎に遞減され、300万円までが6%、300万円超3000万円以下が4%、3000万円超1億円までが2%とされています。  
具体的には、保証金額が4000万円の場合  
① $300\text{万円} \times 6\% = 18\text{万円}$   
② $2700\text{万円} (\text{300万円} \sim \text{3000万円}) \times 4\% = 108\text{万円}$   
③ $1000\text{万円} (\text{3000万円} \sim \text{4000万円}) \times 2\% = 20\text{万円}$   
①+②+③=146万円 となります。  
仮に、事件が5年で完結しなかつた場合には、更に5年分の保証料を追加して支払うことになりますが、これは当初5年分の半額となります。
31. 31の通り保証料は5年分を前納していただきますが、仮に事件が5年からずに終結したとしても保証料の清算（払戻し）は行われません。  
なお、今後の商品設計の見直しや監督官庁への手続きを経ることによって、保証期間の短縮化（5年→3年など）が図られる可能性もあります。
32. 本ボンドの申込みをされたのに審査が通らず、支払保証委託契約証明書が発行されなかった場合には、保証料のお支払いの必要はありません。
33. 本ボンドの申込みをされ、審査が通り、所定の保証料を振り込んでSJから支払保証委託契約書が発行された場合には、それにより保証委託者とSJとの間でボンドが成立します。そのため、保全命令発令の際に本ボンドを担保として利用せずに、別の担保（供託など）を用いた場合であっても、お支払い頂いた保証料の返金はできません。
34. 仮差押え申立事件であっても、係争物に関する仮処分申立であっても、本ボンドの適用要件を満たすことは必要です。どのような事件でも、まず所定の申込み手続きを取り、審査をうけてもらいます。審査ではステップ①と同②とがあり、いずれも審査が通らないと保証引受けが行われません。ステップ①では、全弁協が委託した審査担当者2名により被保全権利の疎明と事件終了の見込みについて審査されます。ステップ②では、SJによりステップ①の結果を踏まえて、反社や与信面、その他のリスク判断を経た上で最終的に引き受けるかどうかの審査を行います。また保証金額の上限も1億円とされていますので、もしそれより高額の保証金が必要となる保全事件では本ボンド以外の保証方法を講じていただく必要があります。  
なお、審査の中で、リスクを予測判断できない事件では、ボンドをお引き受けできないこともあります。
35. 保証料を何時までに支払わなければならないかという厳密な制限はありませんが、裁判所から、一般的には1週間以内に担保提供することを保全命令発令の条件とされます

で、それに間に合うように保証料を振り込まないとボンド証明書は発行されませんのでご注意ください。なお、審査の効力は1か月以内としていますので、その期間を過ぎた場合には再審査を受けていただく必要があります。

36. 本ボンドでは、利用者の便宜を図るため、ボンド証明書は組合員が印刷できるようにしています。ただし、悪用などを避けるため、画面上でボンド証明書のファイルをダウンロードして表示したときから印刷ができるのは1時間以内と設定しています。従って、1時間を経過すると印刷ができなくなってしまうので注意が必要です。もし、うっかり1時間を経過してしまって印刷したい場合には、再度発行の手続きが必要ですので、取り扱い代理店に営業時間内に連絡してください。
37. 本ボンドでは、審査が通り、所定の保証料が振り込まれてボンド契約が成立した翌日の午前0時から効力が発生します。そのため、ボンドが成立した日の午後12時まではボンドの効力が発生していません。ボンド証明書には保証発生開始日が記載されていますので、必ず確認してください。  
ちなみに、ボンドによる立担保の効力が生じるのも、発令裁判所の許可を得て支払保証委託者とSJとがボンドを締結し、その効力が発生したときであり、ボンド証明書を裁判所に証明したときではない、とされています。ボンドの証明書を裁判所に提出することは、ボンド締結の証明手段に過ぎないとされています。
38. 本ボンドでは、ボンドの必要が完全になくなったときに終了します。  
ご存じの通り、担保の取消しは、立担保者が①担保の事由が消滅したことを証明した場合（民保法第4条第2項、民訴法第79条第1項）、②担保の取り消しについて担保権利者（保全事件債務者）の同意を得たことを証明した場合（民保法第4条第2項、民訴法第79条第2項）、③訴訟の完結後、裁判所が担保権利者に対して一定の期間内にその権利を行使すべき旨を催告し、その期間内に権利行使がなく担保権利者の同意が擬制される場合（民保法第4条第2項、民訴法第79条第3項）、の3つがあります。  
保全事件債務者と争いがありましたら、和解で解決する場合には、②に該当しますので、和解調書に担保取消しの同意とその取消決定に対し抗告しない旨を、特に第三者立保証の場合には、第三者（前記の通り、組合員が第三者となる場合が多い）が和解の利害関係人として参加しての、それらの条項が必要となります。  
仮に、相手方との間で和解が成立しても、上記担保取消しの手続きを完了しない限り、ボンドは継続されますので、5年を経過してしまうと追加の保証料の支払いが必要になりますので、注意が必要です。事件が終わったら必ず担保取消しの手続きまで行ってください。